

細 則 2

入 会 金 お よ び 年 度 会 費 に 関 す る 細 則

制 定 : 昭 和 57 年 3 月 22 日
最 近 改 定 : 平 成 9 年 9 月 23 日

第 1 条 本会への入会金は 10,000 円とする。

第 2 条 本会会員の年度会費は 9,000 円とする。

2. 海外に在住し、通信物の海外居住への直送を希望する場合は、年度会費を 12,000 円とする。
ただし、海外在住でも留守宅等国内に連絡先を希望する場合は、第 1 項の会費に準ずるものとする。

附 則 この細則は昭和 59 年 4 月 1 日から施行する（一部改正）。

附 則 この細則は昭和 62 年 11 月 24 日から施行する（一部改正）。

附 則 この細則は平成 9 年 9 月 23 日から施行する（一部改正）。